

小川自治会細則

○施行 平成 19 年 4 月

○改正 平成 21 年 3 月

○改正 平成 22 年 3 月

○改正 平成 27 年 4 月

1、役員を選出・推薦に関する細則 (改正 平成 22 年 3 月 14 日)

- (1) 各班の実情に合わせて班長を選出する。
- (2) 班長より互選で支部長を選出する。
- (3) 会長、副会長、部長、会計の公募を並行して行う。
- (4) 公募による候補者と全支部長より互選で会長、副会長、部長、会計（候補）を選出し、総会に議案として提案、選任される。
- (5) 選考にあたっては、会長、副会長と支部長全員による「役員選考委員会」を組織する。 (改正 平成 27 年 4 月 12 日)

2、役員および専門部の会務に関する細則

(1) 役員 (改正 平成 22 年 3 月 14 日)

- 1) 会 長 自治会を代表し会務を執行する。会活動全般の調整と町田市、自治会連合会、学校関係など関係諸団体の窓口機能を担当。
- 2) 副会長 会長を補佐し事あるときは、会長会務を代行する。また特命事項の調整機能を果たす。
- 3) 部 長 主として専門部を主宰又は部員として活動
- 4) 会 計 自治会予算の出納管理を行い、会の資産の保全に努める。
(収入管理と活動経費出納の執行)
- 5) 会計監査 会活動の会計処理の的確性について監査。
- 6) 支部長 支部の代表者として支部全体の動態把握。原則部長を兼ねる。
- 7) 班 長 班の代表者として会員の掌握。入退会管理、会費等の徴収、回覧等の管理を行うと共に自治会各種行事などにスタッフとして参画

(2) 専門部 (改正 平成 22 年 3 月 14 日)

- 1) 総務部 計画（予算案策定、組織、人事）
規約（会則・細則、権限規定、運用規程 など）策定
広報（自治会だより、掲示板、回覧物）
会員情報（会員名簿、入退会）

- 会議体運営（総会、幹部会議、役員会）、部門間調整
赤十字募金、慶弔関係（訃報、敬老祝い品）
連絡・交渉（公共機関「市役所・警察・消防」、自治体連合）
訪問・参加（他自治体、学校行事）
- 2) 環境部 廃棄物減量活動（資源化活動）、地域美化活動、
- 3) 防災対策部 防災広報、防災に関する行政機関との折衝、
自主防災隊活動支援（費用等）
- 4) 安全対策部 情報（犯罪情報、防犯活動実績管理）
パトロール隊活動支援と連携（隊長会議の開催、費用支援）
青色パトロールの運営管理
広報（防犯啓蒙活動、隊員募集）、渉外（市役所、警察）
交通安全活動、街路灯管理、歳末警戒
- 5) 行事部 行事の計画・実施（バス研修会、子供祭り、餅つき大会など）
小川会館行事への協力、新規行事企画
- (3) その他
- 1) 当自治会の運営を円滑に行うための有給事務員（1名）をおく。

3、法人会員に関する細則

- (1) 会員のうち会社の施設が地区内にあるときは、法人会員として入会を認め、一般会員と同等に処遇するものとする。ただし法人会員に対する資料等（会員名簿、役員名簿、その他）の配布は会長の決定により制限することがある。
(改正 平成 21 年 3 月 08 日)
- (2) 法人会員はその会社施設の管理者をもって代表者とし、対処するものとする。

4、会活動の経費に関する細則

- (1) 専門部活動を迅速に遂行するため専門部に予算を設け、責任と権限を明確にする。また会計処理基準を設け、専門部は基準に基づき予算を執行する。
(改正 平成 21 年 3 月 08 日)
- (2) 役員が会務のため出張したときは、会長又は専門部長の承認を得て旅費等の支払いを受けることができる。自家用車による行動のときは公共交通機関利用相当額とする。
(改正 平成 22 年 4 月 14 日)
- (3) 役員が日常的に会務を行うときに発生する費用（例えば電話通話料など）については、会による若干の費用補填を行うこととする。
(改正 平成 21 年 3 月 08 日)

5、慶弔に関する細則

(1) 長寿祝

毎年9月の敬老の日に、会員ならびに同居家族が、当該年度に数え年で祝い歴に該当する人に祝い品を贈り、その長寿をお祝いする。

(改正 平成24年7月08日)

(2) おくやみ

葬儀に際しては香典(5,000円)と花輪もしくは生花一基を供花して弔意を表す。但し、花輪もしくは生花については、下記の事由がある時はこれを行わない。

① 遺族の申し出により、花輪もしくは生花を供えないとき。

② 葬儀の連絡等が遅く、花輪もしくは生花を供える機会が失われたとき。

(3) 本会に永年功労のあった方の慶弔、または上記(1)、(2)に定められない事項については、役員会で協議、決定する。

(4) 会務執行中の傷病見舞いについて

本会の会務執行中、または災害時の防災活動中などで発生した傷病に対する見舞い等については、役員会で協議、決定する。

6、その他

(1) その他、必要事項は役員会において決定する。

(2) 本日以降、役員会で改廃あるいは追記される細則には、項目毎に末尾に日付を付すものとする。